

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

平成23年10月7日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 届出者の氏名又は名称 光商事株式会社
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 光ビル 盛岡市中ノ橋通一丁目10番8号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 3,098平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成23年9月1日
- 6 変更する理由 建物解体のため